という。）の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。併せて、落札者と合理的な施工方法や資材調達方法等に係る技術的な協議を実施し、その協議に基づく価格で契約する「技術提案協議方式」の適用工事である。ただし、入札額が低入札価格調査制度の重点調査価格を下回った場合は、技術提案協議は実施しない。

技術提案とは、管理体制・手法、品質管理、安全管理、維持管理性向上を含む施工計画（以下「施工計画」という。）をいう。施工計画の提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案や、コンクリート表面に塗布系防水材を適用する提案及びプレキャスト製品の採用など契約単価項目で支払うことが出来ない変更提案は不適格とする。

⑽　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、名古屋支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合

「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,450点以上の土木工事と1,250点以上の鋼橋上部工工事の両方を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,450点以上（土木工事）又は1,250点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合

「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上の鋼橋上部工工事の両方を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合

「平成27・28年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,300点以上の土木工事と1,150点以上の鋼橋上部工工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,300点以上（土木工事）又は1,150点以上（鋼橋上部工工事）であること。以下同じ。）であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成12年度以降に元請けとしてしゅん功した次の工事の施工実績を有すること。

なお、求める実績１、求める実績２、求める実績３、求める実績４、求める実績５及び求める実績６に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者

求める実績１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）35m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める実績２

深礎工法により施工した杭径φ7.0m以上の場所打ち杭の工事

求める実績３

連続箱桁橋の工場製作

求める実績４

送出し架設工法により架設した最大支間長55m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める実績５

鋼上部工又は鋼製橋脚で溶接する鋼板の板厚が48㎜以上（突合せる鋼板の薄い方の板厚）の突合せによる現場溶接を実施した工事

求める実績６

断面交通量が２万５千台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

躯体高さ（フーチング下端から橋脚又は橋台の天端までの高さ、又はケーソン基礎、大口径深礎の天端から橋脚又は橋台の天端までの高さ）15m以上のコンクリート橋台又はコンクリート橋脚の工事

求める実績２

深礎工法により施工した杭径φ3.0m以上の場所打ち杭の工事

求める実績３

連続箱桁橋の工場製作

求める実績４

送出し架設工法により架設した最大支間長25m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

求める実績５

鋼上部工又は鋼製橋脚で突合せによる現場溶接を実施した工事

求める実績６

断面交通量が１万台／日以上の道路（自動車専用道路若しくは流出入が制限された道路）において車線規制を実施した工事

※車線規制とは、走行車線規制、追越車線規制、交互交通規制のいずれかとする。ただし、次の実績は除く。

１）料金所（トールバリア含む）やインターチェンジ等ランプで実施した規制の実績。

２）自社の請負工事では規制を行わず、他社が行った規制内で実施した工事（集中工事等）の実績。